

令和元年 11 月 8 日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会  
専務理事 大 西 克 義

令和元年度職場の年末安全衛生推進運動の実施について

標記につきまして、このたび、厚生労働省愛知労働局長から、別紙のとおり年末における安全衛生推進運動の実施につきまして、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

以 上

4600008

名古屋市中区栄3-28-21

一般社団法人愛知県建設業協会

愛労発基1101第7号

令和元年11月1日

代 表 者 殿

愛 知 労 働 局 長



### 令和元年度職場の年末安全衛生推進運動の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、安全衛生対策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

愛知労働局管内の死亡又は休業4日以上の労働災害は長期的には減少傾向にありますが、平成28年以降、3年連続で増加しています。本年9月末時点における死亡又は休業4日以上の災害発生件数は4,418件（前年同期比2.6%減少）であり、うち31名（前年同期と同数）の方は亡くなられています。

これら労働災害の発生原因の多くに、安全な作業のための作業手順が決まっていなかったり、守られていないという基本的な安全管理の不足があります。労働災害を防止するためには、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守る、日々の「管理」が必要です。

愛知労働局、管下労働基準監督署では、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、リスクアセスメントの推進・定着を図っておりますが、12月のひと月については、特に基本的な安全衛生管理に今一度立ち戻ることを提唱し、別添の「令和元年度職場の年末安全衛生推進運動実施要綱」に基づく取組を実施することとしました。

つきましては、貴団体傘下の会員事業場等において、本運動に取り組まれますよう周知方ご協力をお願いします。

※本実施要綱は、当局ホームページに掲載していますのでご活用いただきますようお願いいたします。

（実施要項、リーフレット（PDF）、ポスター印刷用（EPS）もダウンロードできます。）

[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news\\_topics/topics/newpage\\_00217.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news_topics/topics/newpage_00217.html)



本件担当部署

愛知労働局労働基準部安全課

電話 052-972-0255

# 令和元年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

## 1 趣 旨

愛知労働局管内の死亡又は休業4日以上の労働災害は長期的には減少傾向にありますが、平成28年以降、3年連続で増加しています。本年9月末時点における死亡又は休業4日以上の災害発生件数は4,418件（前年同期比2.6%減少）であり、うち31名の方は亡くなっています（前年同期と同数）。

労働災害を防止するためには、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守る、日々の「管理」が必要です。

愛知労働局、管下労働基準監督署は、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、働く仲間が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、本来の「管理」に今一度立ち戻ることを提唱し、「令和元年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

## 2 スローガン：「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

## 3 実施期間：令和元年12月1日～令和元年12月31日

## 4 主 唱 者：愛知労働局、管下労働基準監督署

## 5 協 賛 者：中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(一社)日本ボイラ協会愛知支部、(一社)日本クレーン協会東海支部、日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

## 6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体の合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

## 7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
  - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
  - 守るべき「基本」を定め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
  - 定められた基本動作の遵守

## 事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？  
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
  - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
  - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
  - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

## 労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

## 本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。



# 無災害

みんな  
で迎える  
明るい  
新年

## 職場の年末 安全衛生 推進運動

運動期間：2019年12月1日～31日

あたりまえの「行ってきます」と  
あたりまえの「ただいま」  
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない  
だから私たちは、危なさ<sup>は</sup>と向きあう

その先の新年へ

愛知 Aichi Labour Bureau 危険 労働局 労働基準監督署 労働基準監督署



## 事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？  
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
  - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
  - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
  - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

## 労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

## 本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。  
愛知労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。

